

階層意味論モデルに基づく 「(よ)う」の機能拡張の分析

大 村 光 弘

1 はじめに

本稿では、日本語の動詞の意志形「(よ)う」の機能が、話し手の聞き手への働きかけという作用を通して非対話的機能から対話的機能へと拡張していく現象を、階層意味論の立場から分析することを目的とする。ただし、語用論的条件が意味変化を発動させることがあるので、そういった語用論的条件も分析の対象に含める。データのほとんどは安達(2002)に依拠しており、次節では安達(2002)に基づいて扱うべきデータを概観する。つづいて、3節で本稿の提案する意味分析を提示する。「(よ)う」の持つ意味機能の中で特に重要となるのは、〈意志の表出〉、〈行為の申し出〉、〈提案〉といった3つの機能である。非対話的性質を持つ〈意志の表出〉から始まり、〈行為の申し出〉や〈提案〉といった対話的機能がどのような心的作用の結果派生したかを、発話事象(speech event)における話し手と聞き手の役割という観点から説明する。近年、語用論的要因が意味変化を引き起こしたり、意味変化を強化したりする現象が報告されつつある¹。本稿も、意味変化における語用論的条件の役割を分析し、当該分野の研究に貢献したい。

2 「(よ)う」の機能

安達(2002)は、意志的な行為の発動に関わる実行のモダリティの中で、話し手を行為者とするものを意志のモダリティと定義し、意志のモダリティを表す主要な形式として動詞の意志形「(よ)う」と基本形「する」をあげている²。さらに、これら2つの主要形式には意志という意味との関わり方に違いがあるという。たとえば、「(よ)う」は話し手の意志表出を表すのが基本的機能で、

¹ Schwenter and Traugott (2000), Traugott (2004)参照。

非対話的な性格を有する形式である。これに対して、「する」は話し手が行為者であり且つ、動詞が意志的な未実現の行為を表すといった条件の下で、意志に関わる伝達的な機能を帯びた形式である。この違いは、(1)と(2)にみられる最少対立から明らかである。

(1) a. 私はもう5時だから帰ろうと思った。

b. *私はもう5時だから帰ると思った。 (安達 (2002: 18-19))

(2) a. *私、そろそろ帰りましょう。

b. 私、そろそろ帰ります。 (安達 (2002: 19))

(1)では、帰るという行為を心中で決断したことを表す表現として「(よ)う」がふさわしく、「する」が使えないことが示されている。一方、(2)では、帰るという決断を聞き手に伝える表現として「する」がふさわしく、「(よ)う」が使えないことが示されている。

本稿の目的は、〈意志〉、〈行為の申し出〉、〈提案〉といった機能の間で派生関係が見いだせることを明らかにし且つ、その変化の過程を階層意味論モデルに基づいて説明することであるので、議論の中で特別比較の必要が生じなければ、これらの機能をすべて備えている「(よ)う」に議論を限定することにする。

2. 1 話し手の行為を表す「(よ)う」

安達 (2002) は、話し手が行為者である「(よ)う」の文には、〈意志の表出〉、〈決定の表明〉、〈行為の申し出〉という3タイプが存在すると述べている。まず初めに、〈意志の表出〉であるが、これは話し手が自分自身の行為の実行を決定したことをのみを表現するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。

(3)と(4)がその例である。

(3) そのとき「会社を辞めよう」と思った。ふいにそう思った。会社を辞めて、本当に自分がやりたいことを自由にやっとうーと思った。

(椎名誠『本の雑誌血風録』p. 368—安達 (2002: 20))

(4) わたしは、息を整え、冷静になろうと努めつつ、いった。「……それ、わたしのよ」

(北村薫『スキップ』p.448—安達 (2002: 20))

〈意志の表出〉を表す「(よ)う」は、主として心内発話や独話で使われる非対

² 宮崎 (他) (2002) におけるモダリティの定義は以下のようなものである。

(i) モダリティとは、言語活動の基本単位としての文の述べ方についての話し手の態度を表し分ける、文レベルの機能・意味的カテゴリーである。(宮崎 (他) (2002: 7))

〈実行〉のモダリティは、宮崎 (他) (2002) が設定する日本語のモダリティ体系の基本軸であり、〈意志〉と〈命令〉を下位範疇とする。

話的タイプである³。安達（2002）は、意志というのは本来聞き手とは関わりなく成立することから、非対話的な〈意志の表出〉が意志のモダリティの中で最も典型的なタイプだと捉えている。

つぎに、〈決定の表明〉をみてみよう。〈決定の表明〉は、話し手がある行為の実行を決断したことをあえて聞き手に伝えようとするものである。つまり、〈決定の表明〉は、〈意志の表出〉とは異なり、話し手が聞き手に対する情報伝達を意図する用法である。

(5) じっと立ちつくしていたマスターが、ようやく動いた。

「警察に知らせましょう」

「お願いします」所長が手でつるりと顔をなでた。

（宮部みゆき『パーフェクト・ブルー』p.94 — 安達（2002: 21））

(6) 「先生に父の遺体をあらためていただき、埋葬のために必要な書類などを書いていただければと思います」

「もちろん、それはいたしましょう。とにかく閣下に会わせくださらんか」（宮部みゆき『蒲生邸事件』p.350 — 安達（2002: 21））

(7) ビールをグラスについでいる仲居に

「あと十五分したら、料理を運んでもらおう」

と滝沢は言い、仲居が去るのを見届けてから、

「美花さんの父親は、町田貞夫さんに間違いありません」

そう断言した。滝沢の表情にくもりはなく、その言葉についてのやましさも感じられなかった。

（宮本輝『焚火の終わり（上）』p.134 — 安達（2002: 22））

(5) は、「警察に知らせる」という行為を行うのは話し手であるマスターであるが、これを聞き手に伝えることによって、その判断への同意を間接的に求めるといったものである。(6) は、話し相手からの依頼に対して、それを受け入れることを表明するもので、話し相手からの要求が先行することによって「(よ)う」を使用することができるようになっている。(7) では、話し手が自分の意志を聞き手に伝えることで行為の実行を間接的に求めている⁴。

³ 〈意志の表出〉の「(よ)う」は聞き手に対する伝達性を持たないので、「よ」や「ね」のような終助詞が付加されることもない。

(i) *そのとき「会社を辞めようよ」と思った。

⁴ 動詞の基本形「する」も〈決定の表明〉機能を果たすことがある。しかし、「する」は話し手が決めた内容を一方的に宣言するニュアンスが強く、聞き手への配慮に欠ける。

(i) 「あと十五分したら、料理を運んでもらう」

最後に、〈行為の申し出〉機能をみることにする。〈行為の申し出〉は、話し手が実行しようとしている行為が聞き手にとっての利益になるという点で、当該行為が聞き手と関わりをもつ場合である。

(8) 「なにごとによらず新しい研究というのは、形になるまでが大変なものです。周囲の理解を得るには苦勞も多いでしょうけど、ぜひやってください。できるかぎりの協力をしましょう」

(中野不二男『レーザー・メス 神の指先』p.32 — 安達(2002: 22-23))

(9) 「お気に入られたようでなによりです。今まで住んでいた墓守が掃除をしていったようですが、気分が悪いでしょうから畳でも拭かせましょう」

(吉村昭『海も暮れきる』 p.53 — 安達 (2002: 23))

(10) 「鉄の階段に駆け寄ろうとする母親を、近内は引き止めた。

「私が行きましょう」

(岡嶋二人『チョコレートゲーム』 p.290 — 安達 (2002: 23))

(11) 「では、これで失礼します。弁護士さんにあすの午前中、こちらから連絡しましょう」

(梶山季之『黒の試走車』 p.124 — 安達 (2002: 23))

〈意志の表出〉を表す「(よ)う」では、動詞によって表される行為が聞き手と関係をもたないのに対して、〈行為の申し出〉を表す「(よ)う」では、(8)のように「協力する」という行為の本質から聞き手に利益がもたらされることが含意され、完全に対話的環境で用いられる⁵。

安達(2002)は「(よ)う」の〈行為の申し出〉の伝達機能について興味深い考察を行っているので、それをみておく。〈行為の申し出〉は聞き手を想定した伝達機能をもっているが、終助詞「よ」の付加にはなじまないようである。

(12) a. ??気分が悪いでしょうから畳でも拭かせましょうよ。

b. ??弁護士さんにはこちらから連絡しましょうよ。

(安達 (2002: 24))

〈行為の申し出〉は、聞き手にその申し出を認識させることを意図するというよりは、話し手がそれを言い切ることによって決定した申し出の内容を、一方的に伝えることが主たる機能であると判断できる。話し手が申し出る行為の実

⁵ (8) - (9) と (10) - (11) では、聞き手に対する利益提供のあり方に多少の違いが見られる。前者では、話し手の行為自体が聞き手に利益をもたらすと考えられるのに対して、後者では、話し手の行為の申し出によって、聞き手がその行為を行わなくてよくなるという事態が生じるという点で、間接的に聞き手に利益がもたらされる。

行は、聞き手に対する配慮から決定されるものであるが、申し出自体には聞き手が関与する割合が高くなく、受諾の応答などが想定されていないようである⁶。

2. 2 話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」

「(よ)う」が話し手の行為だけでなく、同時に聞き手の行為をも表す事例に議論を移すことにする。つまり、聞き手を動詞によって表される行為の行為者に取り込む用法である。安達(2002)は、〈促し〉〈提案〉〈引き込み〉という3タイプの機能的分類を行い、〈提案〉と〈引き込み〉が様々な運用論的条件を満たしたときに派生される解釈として〈勧誘〉を位置づけている。

たとえば、(13)は、話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わるのが既に決まっている例である。安達(2002)はこの機能を行為の〈促し〉と呼んでいる。

(13) 「さあ、始めましょう。どこからかかったらいいと思う？」

深呼吸を一つし、加代ちゃんは言った。ハンドルをしっかりと握る。

(宮部みゆき『パーフェクトブルー』p.213 — 安達(2002: 26))

注目すべきは、聞き手に行為の実行のタイミングを知らせるために談話標識「さあ」が使われていることである。この「さあ」が話し手と聞き手が実行することになっている行為を開始するきっかけを与えている。発話に先立って、動詞によって表される行為の実行が決まっているという〈促し〉の既定的特性は、後の〈勧誘〉機能の派生についての議論において重要な意味を持つ。すなわち、話し手と聞き手の間で既定的な行為の了解がされている場合、勧誘という行為は成立しないのである。

つぎに、〈提案〉の例をみてみよう。〈提案〉を表す「(よ)う」は、話し手が自分と聞き手が行為者となる行為の実行を聞き手にもちかけるときに使われる。

(14) 美花が高校を卒業した日の夜、焚火をしようと言い出したのは美花だった。(宮本輝『焚火の終わり(上)』p.9 — 安達(2002: 27))

(15) 「これ以上、火傷がひどくならないうちに、打ち切りましょう。日本化学工業も、連日のように債権者たちが押しかけているので、どうにもならんでしょう。立ち直れないと思います。ここで打ち切りましょ

⁶ 「よ」とは異なり「ね」は、〈行為の申し出〉の「(よ)う」に付加される。

(i) a. 気分が悪いでしょうから畳でも拭かせましょうね。

b. では、弁護士さんにはこちらから連絡しましょうね。

(安達(2002: 24))

「ね」が付加されることで、話し手が申し出た行為を目下の聞き手に言い聞かせるように伝えるニュアンスがある。

う、社長」

(中野不二夫『レーザーメス 神の指先』p.151 — 安達 (2002: 27))
複数的な行為者をとる〈提案〉の「(よ)う」には、勧誘的な解釈を持つものと、そのような解釈が感じられないものが存在する。(14)については、「焚火をする」という話し手の思いつきに聞き手を引き入れようとする勧誘的な解釈が可能であるが、(15)からはそのような解釈が引き出せない。

安達 (2002) は、〈勧誘〉の解釈が可能となるには3つの条件が満たされなくてはならないと主張している。第1に、動詞によって表される行為は、話し手と聞き手がそれぞれ独立して行う行為でなくてはならない。第2に、動詞によって表される行為は、話し手と聞き手の両方が共同して一緒に行う行為でなくてはならない。第3に、動詞によって表される行為の行為者は、明確に話し手と聞き手でなくてはならない。第1～第3の条件を満たしていない例をそれぞれ、以下にあげておく。

(16) 瀬名「結婚しよう」

南「……えっ？」

瀬名「……一緒にボストンに行こう」

南「休暇が終わったら、私はいらないんじゃないの？」

(北川悦史子「ロングバケーション」p.108 — 安達 (2002: 27-28))

(17) 「……一緒に寝てくれるの」

「勿論よ。ね、今夜は早いとこ、横になっちゃおうね」

(北村薫『スキップ』p.78 — 安達 (2002: 28))

(18) 「谷川さん。これからプロの将棋は相懸かりと角換わりは禁止しましょう。う。あるいは一年に何回以上はだめとか—」

(先崎学『フフフの歩』p.176 — 安達 (2002: 28-29))

(16)において、「結婚する」という行為は共同行為者を必要とする行為であり、話し手と聞き手がそれぞれ独立して行う行為ではない。(17)では、「横になる(寝る)」という行為の実行に関して、話し手と聞き手は何の関わりももたない。

(18)における「禁止する」という行為は、明確に話し手と聞き手を行為者に設定しておらず、むしろ、両者を含む曖昧な主体といった方がよい。

最後に、〈引き込み〉の例をみてみよう。〈引き込み〉を表す「(よ)う」は、話し手が既に実行することを決めている行為に対して、聞き手もその行為に参加するよう促すときに使われる。このとき、聞き手は当該行為の実行に関して態度を決めていないという点で、発話時における聞き手の当該行為への参加は

非既定的である⁷。このため、「(よ)う」を用いた〈引き込み〉行為は、聞き手をその行為に強引に参加させようとするニュアンスをもつ。

(19) 金太郎 聞いたか、銀次。あのバカにも花もたせるあたり、しらりも人間できてきたよなア。よしッ、任しな。一緒に行ってやる。

ひらり 久男も行こ。

久 男 行かない。

(内館牧子『ひらり (1)』 p.108 — 安達 (2002: 29))

(20) 祐子 「どんな容態なの安斉さん？」

遼平 「いこう」

祐子 「私、お見舞いに来たんだもの」

(宮本輝(原作)・山元清多(脚本)『青が散る』p.54 — 安達 (2002: 29))

2. 3 「(よ)う」の疑問化：「(よ)うか」

安達 (2002) は、「(よ)う」が疑問化した形式である「ようか」の機能についても分析をおこなっている。2. 1 節で扱った〈意志の表出〉〈決定の表明〉〈行為の申し出〉の順で、これらの機能を表す「(よ)う」の疑問化の分析を概観する。

〈意志の表出〉は、話し手が発話時においてある行為の実行を決意したことを表す非対話的機能であり、これが「(よ)う」のもっとも基本的な機能である。このタイプの意志形の疑問化は行為の実行を話し手がまだ決断していないことを表す⁸。

(21) 何と言おうか迷っているうちに、向こうからおずおずと近づいてきた。

(逢坂剛『カデイスの赤い星 (下)』 p.414 — 安達 (2002: 32))

(22) どうしようか。すこし歩いて、気持ちを落ちつけてからたべようか、それともコーヒーでも飲んでいようか、などということを中途半端に考えながら歩いていると、新橋の英前に出ってしまった。

(椎名誠『新橋烏森口青春篇』 p.331 — 安達 (2002: 32))

〈決定の表明〉は、本来的に非対話的な性格をもつ「(よ)う」が、運用論的

⁷ この点で、〈引き込み〉は〈促し〉と性質を異にする。〈促し〉の場合、発話に先立って、話し手と聞き手が動詞によって表される行為を実行することが決まっている。話し手と聞き手の間で、両者が特定行為を実行することが了解されている場合、勧誘という行為は成立しない。

⁸ 「ようか」は、話し手が動詞によって表される行為の実行について決断していないことを表すが、決定に至る心的過程のどこにあるかによって思考中、迷い、決定の直前といった3つの段階がある。詳しくは安達 (2002: 31-34) を参照。

な条件の下で対話的な機能を帯びたものである。〈決定の表明〉を表す「(よ)う」は「(よ)う」で言い切ると高圧的な指示のニュアンスが出るので、疑問化し「ようか」を使うことで語気を弱め、聞き手に対する配慮を表すのに使われる。聞き手に応答を求める文ではないため、下降イントネーションで発話される。

〈行為の申し出〉は、話し手が、聞き手に利益をもたらす行為の実行を申し出る対話的機能である。〈行為の申し出〉が疑問化される場合、その〈行為の申し出〉を聞き手が受けるかどうかを尋ねる文になる。

(23) 私はテープの『円紫独演会』の話をした。

「お送りしましょうか」

私はあわてて、手を振り、

「いえ、買います買います。買わせて下さい」

私は中学生の頃から円紫さんの芸が好きなのである。好きだから買うのだ。 (北村薫「朧夜の底」p.84 — 安達(2002: 34))

(24) 「もしよかったら、今夜一晩、僕がここに泊まりましょうか？」

吉武は身を起こした。「そこまでしてもらっては—」

(宮部みゆき『魔術はささやく』p.318 — 安達(2002: 34))

どちらの例でも、話し手の申し出に後続して、その申し出を受けるかどうかに対する応答を表す発話や身振りがでてくる。これは通常の質問文と応答文の関係に近いものである。〈行為の申し出〉を表す「ようか」は、主として上昇イントネーションで発話される。このことは、〈行為の申し出〉を表す「ようか」が、聞き手の反応をうかがう機能を持っていることを意味している。

つづいて、複数的な行為者の行為を表す「ようか」に議論を移そう。話し手と聞き手が行為者になる「(よ)う」には、〈促し〉〈提案〉〈引き込み〉といった3タイプの意味機能が認められることは既にみた。これらのタイプについて、順にその疑問化の実例をみていこう。

〈促し〉は、聞き手が動詞によって表される行為を実行することが既に決まっているという状況において、話し手がその行為を実行に移すことを聞き手に促す機能である。〈促し〉を表す「(よ)う」の疑問化も語気を弱める働きがある。

(25) 遼平「勘太、急いでいるから、またな。(夏子と金子に) 行こうか」

勘太「おお、その“白樺”って茶店が、俺たちのたまり場だからよ」

(宮本輝(原作)・山元清多(脚本)『青が散る』p.15 — 安達(2002: 34))

また、(26) からわかるように、〈促し〉を表す「(よ)う」と「(よ)うか」の

間に機能面での大きな違いはない。

(26) 「さあ、始めましょう／始めましょうか。どこからかかったらいいと思う？」

深呼吸を一つし、加代ちゃんは言った。ハンドルをしっかりと握る。

(宮部みゆき『パーフェクトブルー』p.213 — 安達 (2002: 35))

これは、〈促し〉において聞き手が行為を実行することが既定的と扱われるために、聞き手に決意を求める必要がない事による。イントネーションに関しても下降調が自然であり、聞き手に対する配慮は表していても、応答を求める機能は弱い。

つぎに、〈提案〉を表す「(よ)う」の疑問化をみてみよう。〈提案〉を表す「(よ)う」が疑問化されると、動詞によって表される行為を聞き手に持ちかけることになる。つまり、〈提案〉を表す「ようか」は、話し手の提案に対する聞き手の承認を求める用法である。〈提案〉の文では、話し手と聞き手が一種のグループとして扱われ、そのグループの行為の決定を「(よ)うか」によって聞き手に持ちかけることになる。

(27) 美雪「ああ、いい風呂だった」

正代「……シャーベットでも食べようか」

美雪「あ、いいねえ」

(渡辺寿「ロード」p.74 — 安達 (2002: 35))

〈提案〉を表す「(よ)う」同様、〈提案〉を表す「(よ)うか」も2.2節でみた語用論的条件の下で、〈勧誘〉の解釈が可能となる⁹。たとえば、(28)は勧誘的解釈をもつが、(29)はそうではない。

(28) サチ「ね、ちょっとここで食べちゃおか？」

杏子「あ、賛成」

(北川悦史子『ビューティフル シナリオ』p.58 — 安達(2002: 35))

(29) 「きょうおとうさんとこへ行って帰り、トマトと茄子の苗を買ってこようか」

「そうね。プチトマトのほうが楽かもしれないわ。茄子も一本か二本でいいわね。最近はおつゆの実にしか使っていないから」

(志水辰夫『情事』p.120 — 安達 (2002: 35))

⁹ 安達 (2002: 36) は、〈提案〉が疑問化された〈ようか〉は下降調のイントネーションで発話されることが多いと考えている。これは、〈行為の申し出〉が疑問化された〈ようか〉が上昇調のイントネーションで発話されることと対照的である。

「食べる」という行為は話し手と聞き手がそれぞれ独立的に行う行為であるのに対して、「買う」という行為は、(29)の文脈では話し手と聞き手がそれぞれ行う行為ではなく、ともに行う行為について聞き手に持ちかけるものである。

最後に、〈引き込み〉を表す「(よ)う」についてその疑問化をみてみよう。〈引き込み〉を表す「(よ)う」は基本的に「(聞き手)も」という形で行為者を明示することができるタイプの文である。結論から言うと、〈引き込み〉を表す「(よ)う」は疑問化できない。

(30) ??君も一緒にボストンに行こうか？

(31) [座っているところに友人が来たので]

「やあ、ここに{*座ろうか/?座ろう/座らない?}」

〈引き込み〉では、文の主語はあくまでも聞き手のみであり、話し手の行為は含意にとどまる。含意されている話し手の行為に強引に聞き手を引き込もうとする意志形の機能と、聞き手にその決定を持ちかけるという疑問化の機能は、お互いに両立しないものである。

3 分析

3.1 階層意味論モデル

本稿の目的は、「(よ)う」の持つ意味機能の中で、〈意志の表出〉、〈行為の申し出〉、〈提案〉の間に観察される派生関係に対して、その変化の過程を階層意味論モデルに基づいて説明することである。意味論は語用論と区別されなくてはならない。本稿の分析との関連で言えば、自然言語の意味論は言語にコード化された意味を扱う。一方、語用論は、文脈に依存して言語がどのように使用されるかを扱う。ここで言う階層意味論モデルとは、中右(1994)の提案する階層意味論モデルに近いものを想定している。紙面の都合上理論に関する詳細な説明は省くことにする。本稿で提示する分析との関係で言えば、われわれは、文の意味はモダリティと命題内容の二極構造を形づくると考える。同様の考え方は、仁田(1991)や安達(1999)でも採用されているが、日本語以外の言語に対する説明力を有する普遍意味論としての有効性を考慮して、中右(1994)の階層意味論構想を採用する。ただし、細部にわたって中右(1994)の分析に依拠するわけではなく、異なった意味表示や異なった分析方法を採用することがある。とりあえず、簡単ではあるが、文の意味の骨格を示しておく。

(32) 文の意味：

[[[命題内容] 構文意味 (命題態度)] 発話意味 (発話・伝達態度)]

命題内容とは、言語表現によって記述される事態描写であり、文の意味の中で客観的領域を形成する。発話態度と命題態度は、文の意味の中でモダリティ部分にあたる主観的領域を形成する。モダリティとは、発話時点における話し手の心的態度を意味する。命題態度は、話し手が発話時点において命題内容に対してとる信任態度のことであり、真偽判断、是非判断、価値判断、拘束判断などがこれにあたる。発話・伝達態度とは、談話領域レベルでの話し手の態度表明を意味し、談話形成に関わる態度や発話様態に関わる態度などがこれにあたる¹⁰。

3. 2 意味変化の観点からみた意味論と語用論の接点

階層意味論モデルに基づいて、「(よ)う」の意味変化を分析するが、この意味変化において語用論的要因が重要な役割を果たしていることを指摘したい。語用論的要因が意味変化において重要な役割を果たすことを扱う理論として、Traugott (2004) で提案されている「意味変化の誘因的推論理論 (The Invited Inference Theory of Semantic Change)」を採用する。誘因的推論とは、話し手が聞き手を誘引し、推論させようとする会話の含意 (conversational implicature) を指す¹¹。

単なる会話の含意ではなく誘因的推論という概念が必要となる理由は、誘因的推論が発話事象 (speech event) における話し手と聞き手の役割を前提としていることにある。すなわち、話し手は含意を方略的に利用して、聞き手が特定の意味を推論するように誘因するのである。誘因的推論理論の下では、特殊化された会話の含意 (particularized conversational implicature) は誘因的推論 (invited inference: IIN) として、一般化された会話の含意 (generalized conversational implicature) は一般化された誘因的推論 (generalized invited inference: GIIN) として言い替えられる。

さらに、Traugott (2004) は、語用論に基づいた Levinson (2000) の意味変化モデルを発展させて、(33) に示した一方向性クライン (unidirectional cline)

¹⁰ 談話領域は意味論と語用論の接触領域である。意味論は文の意味を扱うので、談話領域の構成成分の中でも文領域内に取り込まれている限りの成分を扱うことになる。

¹¹ 会話の含意は、Grice (1975) の用語である。会話の含意は、特殊化された会話の含意 (particularized conversational implicature) と一般的会話の含意 (generalized conversational implicature) とに下位分類される。前者は文脈に依存して推論されるが、後者は特定の文脈が無くても推論される。Grice理論を含め、近年の語用論の動向を知るには今井 (2001) がよい。

を提案している¹²。語義化した意味 (semanticized meaning) とは、コード化された意味 (coded meaning) を指す。

(33) IIN → GIIN → Semanticized Meaning (SM)

(Traugott (2004: 552))

IIN は極めて文脈に依存した含意であるので、恒常的に特定の言語形式と関係づけられることはない。GIIN は、IIN が経験則 (heuristics) に基づいて、特定の言語形式と関連づけられた結果の含意を指す。GIIN は変化の過程にある語彙項目の新たな意味として組み込まれることがある。この段階で、GIIN は単語の意味としてコード化されたことになる。ある含意が語義化する前段階 (すなわち INN と GIIN の段階) では、その含意を成立させていた文脈が変化すると、含意自体が無効化するという性質がある。

3. 3 「(よ) う」の機能的拡張の分析

3. 3. 1 話し手の行為を表す「(よ) う」

安達 (2002) の「(よ) う」に関する意味論的・語用論的観察を概観したので、ここでわれわれの目的に合わせて扱うべき資料の整理をしておきたい。

2. 1 節において、話し手が行為者である「(よ) う」の文を扱った。〈意志の表出〉は、話し手が自分自身の行為の実行を決定したことのみを表現するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。(34) のように独立文として独話または心内発話されるとき、〈意志の表出〉は発話時点における話し手の心的態度であるので、モダリティ表現である。さらに詳しく言えば、話し手は、自分自身の未実現の行為に対する信任態度を示しているといえる¹³。

(34) 会社を辞めよう。

(34) に対する意味表示は、(35) のようになる。

(35) [[(わたしが) 会社を辞め_P] よう_{PA}]

ここで、P と PA という下付き文字は [] のラベルであり、それぞれ命題内容 (propositional content) と命題態度 (propositional attitude) を意味している。話し手 (ここでは思考主体と呼んだ方がいいのかもしれない) は、「(自分

¹² “→” の記号は、「AがBに発展することがある」と読む。

¹³ これは中右 (1994) の用語でいうところの拘束判断のモダリティ (modality of deontic judgement) である。拘束判断のモダリティは、命題内容が指し示す未来の行為の実現に関して、その行為遂行者を拘束する話し手の立場を表明するものである。この類のモダリティを命題内容の真理値という視点から言い直せば、その行為が実現した時点で、それを表わす命題内容が真になる (= 実現する) という含みがある。

が) 会社を辞める」という未来の行為の実現に対する意志表明をしている。また、聞き手を想定していないので、発話・伝達態度は存在しない。

つぎに、「(よ)う」の持つ〈決定の表明〉機能に議論を移そう。〈決定の表明〉は、「(よ)う」の基本的機能である〈意志の表出〉を、意図伝達を目的として用いた事例と分析したい。したがって、(36)に対する意味構造は、(37)のようになる。

(36) あと十五分したら、料理を運んでもらおう。 ((7) 参照)

(37) [[[あと十五分したら、料理を運んでもらおP] うPA]

あなたに伝える UA]

(37) では、命題態度の外側に話し手の発話態度 (utterance attitude: UA) が現れている。この伝達態度の部分は、言語表現によって具現化されていない無票 (unmarked) のモダリティである。この意味表示と文脈情報を利用して、話し手が自分の意志表明を聞き手に伝えることによって、〈決定の表明〉という IIN が生じる。この時の話し手の意図は、料理を運んでくるという行為の実行を間接的に聞き手に求めることである。

つぎに、〈行為の申し出〉機能を考えてみよう。〈行為の申し出〉は、話し手が実行しようとしている行為が聞き手にとっての利益になるため、常に対話的環境で用いられる。この点で、〈意志の表出〉や〈決定の表明〉とは性質が大きく異なる。〈行為の申し出〉に対する発話の意味構造は、(37) 同様 (39) のように表示される。

(38) できるかぎりの協力をしましょう。 ((8) 参照)

(39) [[[できるかぎりの協力をしP] ましょうPA] あなたに伝える UA]

〈行為の申し出〉の意味構造自体は、〈決定の表明〉と同じものであるが、「(よ)う」と連語を形成する語彙項目には、聞き手にとって (直接的にまたは間接的に) 利益になる行為を表すものが選択されるので、〈決定の表明〉から何らかの含意を推論する場合と比較して、聞き手が話し手の意図を推論する際の負担は極めて軽減される¹⁴。さらに、助動詞「ます」が付加された形式「ましょう」が用いられると、話し手の聞き手に対する丁寧な気持ちが文の意味に加えられて、「ます」が無い場合と比較して、対話的性格がより一層強められる¹⁵。

¹⁴ 聞き手にとっての利益となる行為には、直接的利益と間接的利益の2種類が存在する。このことに関して注5を参照。

¹⁵ 「ます」は、話し手の聞き手に対する丁寧な気持ちを表すために使われる他に、話し手の気品を保つための表現としても使われる。たとえば、次の文は独話としても成り立つ。

(i) 今月で会社を辞めましょう。

(40) a. できるかぎりの協力をしましょう。

b. できるかぎりの協力をしよう。

結論を述べると、〈行為の申し出〉はGIINであると考えられる。とりわけ、聞き手にとって利益になる行為を表す動詞や、聞き手に対する丁寧な気持ちを合図する助動詞「ます」と共起した場合、前後の文脈に依存しなくても、聞き手が話し手の意図を容易に推論できるからである。このことは、単に話し手が聞き手に自分の意志を伝えることで何らかの含意を伝えようとする場合と比べると、その違いは顕著である。

3. 3. 2 話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」

「(よ)う」が話し手の行為だけでなく、同時に聞き手の行為をも表す(つまり、聞き手を動詞によって表される行為の行為者に取り込む)用法を分析してみよう。2. 2節で扱った機能は、〈促し〉、〈提案〉、〈引き込み〉という3タイプであった。それぞれの特徴は(41)のようにまとめられる。

(41) 促し：話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わることが既に決まっているときに、聞き手にその行為の実行を促す。

提案：話し手が自分と聞き手が行為者となる行為の実行を聞き手にもちかける。

引込：話し手が既に実行することを決めている行為に対して、聞き手もその行為に参加するよう促す。

話し手の行為を表す「(よ)う」とは異なり、話し手と聞き手の両方の行為を表す「(よ)う」には、行為者(とりわけ、聞き手)の意志が顕示的に語義化されていないように思われる。たとえば、(42)や(43)において、動詞によって表される行為の行為者が話し手と聞き手だとしても、「(よ)う」に両者の意志が表されているかと言えば、そうではない。

(42) さあ、(わたしとあなたが) 始めましょう。 ((13)を参照)

(43) (わたしとあなたが) 焚火をしよう。 ((14)を参照)

発話の主体である話し手が、発話時点において行為の遂行を実現する意志があるとしても、聞き手にその意志があるかどうかまでは、話し手も確認できない¹⁶。

¹⁶ 中右(1994)は以下の原理を提示している。

(i) 瞬間的現在時に於ける接触可能性の原理

発話時点と瞬間同時に発言する心的態度のうちで、話し手にとって接触可能な情報となりうるのは、ただひとつ、話し手自身の心的態度だけである。

したがって、話し手と聞き手の両方が行為者となる「(よ)う」は、行為者(話し手と聞き手の両方)の意志を表しているとは言えない。

ここで、話し手と聞き手の両方の行為を表す「(よ)う」が担う命題態度には、行為を実行するという話し手の〈意志〉と、聞き手が同じ行為を実行するだろう〈見込み〉に関わっていると想定してみよう。すなわち、発話時点において話し手は、聞き手の意志を確認できないので、自分が実行しようとしている同じ行為を、一緒に実行してくれるだろうといった見込みをもって文を発するのである。たとえば、(43)の意味構造は(44)のように表示できる。

(44) [[[(わたしとあなたが) 焚火をし_P] よう_{I/A}] あなたに伝える _{UA}]

「I/A: (話し手の) 意志と (聞き手への) 期待

(44)の「(よ)う」は行為者の異なる同一の行為命題にたいして、2種類の立場表明をしている。すなわち、話し手は、動詞によって表される行為を実行する意志があるという立場表明をするのと同時に、聞き手にも同じ行為の実行を期待する立場表明をしているという趣旨である。全体として、〈提案〉が含意される。

ここで注意しておきたいことが2点ある。第1に、〈促し〉の場合、話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わることが既に決まっているので、話し手は、聞き手が行為を実行することを期待しているのではなく、前提としているといえる。結果として、聞き手に行為の実行を促すことになる。〈提案〉の場合はそのような前提がないので、話し手は、自分が実行しようとしている行為を聞き手も一緒に実行することを期待しながら、当該行為の実行意志を伝えるのである。最後に〈引き込み〉の場合である。これは話し手が既に行為を実行することを決めているが、聞き手はその行為に対する態度を決めていない状況で、聞き手をその行為に強引に引き込もうとするものである。話し手は、聞き手が行為を実行する意志があることを強引に確定しようとしていると言える。第2に、〈引き込み〉の機能は、(44)の意味構造で扱うことができない。すなわち、〈促し〉〈提案〉とは別の意味構造を設定しなくてはならない。これは、行為命題の主体が聞き手のみであり、話し手が意味表示の中からしめだされていることに因る。〈引き込み〉に対する意味表示には、(45b)を設定する。

(45) a. 久男も行こう。 ((19) 参照。)

b. [[[(久男もいこ_P] う_{PA}] あなたに伝える _{UA}]

話し手の中では行為の実行に対する強い意志が確立している。この意志を前提に、聞き手に対して自分の実行しようとしている行為への参加を強く要求して

いるのが、引き込みの機能である¹⁷。言い替えれば、通常は確認できないはずの聞き手の意志的モダリティを、話し手が主観的に、強引に確定しているのが〈引き込み〉の機能である。

最後に、(44)の意味構造が担う〈行為の実行の勧め〉機能の位置づけについて論じたい。つまり、この発語内効力 (illocutionary force) が構文意味として「(よ)う」に組み込まれているのか、それとも、文を発話することによって(間接的に)聞き手に伝わる含意であるのか、という問題である。本稿は、〈行為の実行の勧め〉はGIINであり、(44)に示した意味構造の文を発話することによって、文の意味と文脈情報に基づいて聞き手が推論する含意であると考え。話し手は、動詞によって表される行為を実行する意志があるという立場表明をするのと同時に、聞き手にも同じ行為の実行を期待する立場表明を行い、この複合的命題態度を聞き手に伝えることで、聞き手に話し手の意図(すなわち、当該行為を一緒に実行することの勧め)を推論させるのである。

3. 3. 3 「(よ)う」の疑問化：「(よ)うか」

「(よ)う」が疑問化した形式である「(よ)うか」の分析に移ろう。疑問化の終助詞「か」は、疑問態度を合図することもあるが、質問態度を合図することもある。前者は、命題内容が真であるか偽であるか判断できないといった、発話(または思考)主体の命題内容目当ての把握のあり方であるので、命題態度である。後者は、分からないことがあることによって、話し手が聞き手に対して情報を求める、といった発話・伝達的な態度のあり方であるので、発話・伝達態度である。以下の議論では、「か」が持つこれら2つの機能が重要となってくる。

3. 3. 1節で、「(よ)う」の最も基本的な機能である〈意志の表出〉に対して、(46)に示した意味構造を提案した。

(46) [[命題内容_P] よう_{PA}]

〈意志の表出〉は、話し手が自分自身の行為の実行を決定したことのみに表現

¹⁷ 〈促し〉の場合にも、〈引き込み〉と同じような意味構造が使用されることがある。つまり、話し手が、聞き手が実行することになっている行為について、その行為を実行するように促すのであるが、このとき、話し手は聞き手の実行するべき行為に参加することになっていない場合である。このときの発話の意味構造は次のようなものである。

(i) [[[あなたが] …し] (よ)う_D] あなたに伝える UA]

話し手は、聞き手がある行為を実行すべきであるという拘束判断を聞き手に伝えることによって、当該行為の実行を聞き手に促す。

するもので、聞き手にそれを伝えることは意図されない。〈意志の表出〉を表す「(よ)う」は(独立文として用いられたとき)、話し手が(自分自身が主体となる)未実現の行為の実現に対してとる信任態度を合図するモダリティ表現である。この「(よ)う」に疑問化の終助詞「か」が付加した形式「(よ)うか」は、話し手が行為の実行をまだ決断していないことを表す疑問態度を合図するモダリティ表現である¹⁸。たとえば、(47)に対する意味表示は(48)となる。

(47) コーヒーでも飲もうか。

(48) [[(わたしが) コーヒーでも飲も_P] うち_{PA}]

3. 3. 1節で、〈決定の表明〉を表す「(よ)う」に対して、(49)に示した意味構造を想定した。

(49) [[[命題内容_P] うち_{PA}] あなたに伝える _{UA}]

〈意志の表出〉との大きな違いは、対話的機能が付加していることであった。〈決定の表明〉の場合、「(よ)う」の基本的機能である〈意志の表出〉が、意図伝達を目的として用いられていると分析した。さらに、〈決定の表明〉は話し手が聞き手に直接的に伝えようとしている意図ではなく、話し手が期待する別の含意が意図されていると分析した。〈決定の表明〉を表す「(よ)う」に疑問化の終助詞「か」が付加した形式「(よ)うか」は、話し手の伝達意図の部分を除けば、基本的には〈意志の表出〉を表す「(よ)う」に疑問化の終助詞「か」が付加したのと同じものである。すなわち、話し手が行為の実行をまだ決断していないことを表す疑問態度が合図されているのである。こう考えると、(50)に対する意味表示は(51)となる。

(50) 警察にしらせましょうか。

(51) [[[わたしが) 警察にしらせまし_P] うち_{PA}] あなた伝える _{UA}]

(51)では、疑いのモダリティ表現「(よ)うか」によって、話し手の判断保留の対場表明が合図されているが、聞き手に応答を求める文ではないため、下降イントネーションで発話される。このとき、話し手の意志は行為の実行に傾いている。〈決定の表明〉を表す「(よ)う」は、「(よ)う」で言い切ると高圧的な指示のニュアンスが出るので、疑問化し「(よ)うか」を使うことで語気を弱め、聞き手に対する配慮を表すのに使われる。

¹⁸ 話し手が直接的に把握・表現できる(したがって、直接的に疑うこともできる)心的態度は、自分自身の心的態度だけである。意志的な動作性の心的態度は、有り無しを自らが決定することができることによって、その実行に迷いや疑いが生じてくる。ある行為を実行すべきかどうかといった「迷い」の対象は、意志というよりも義務や必然といった性格を帯びているように思われる。

つぎに、〈行為の申し出〉を表す「(よ)う」の疑問化を考察してみよう。3. 1節で、〈行為の申し出〉を表す「(よ)う」に対して、(52)に示した意味構造を想定した。

(52) [[[… (聞き手に利益をもたらす行為を表す動詞) P] よう PA]
[あなたに伝える UA]

〈行為の申し出〉は、話し手が実行しようとしている行為が聞き手にとっての利益になるため、常に対話的環境で用いられる。また、〈行為の申し出〉の意味構造自体は〈決定の表明〉と同じものであるが、「(よ)う」と連語を形成する語彙項目には、聞き手にとって(直接的にまたは間接的に)利益になる行為を表すものが選択される。

〈行為の申し出〉が疑問化される場合、話し手が聞き手の利益となりうる行為を実行することを、聞き手が是認・受け入れる意向があるのか否かを、聞き手に問いかける文となる。〈行為の申し出〉を表す「(よ)うか」が主として上昇イントネーションで発話されることも、この言語形式が聞き手の反応をうかがう機能を持っていることを意味している。

(53) 「自宅に荷物をお送りしましょうか。」
「おねがいします。」

〈意向の問いかけ〉において、話し手にとって不明であり、したがって問いかけの対象となっているのは話し手の意志の遂行そのものではなく、聞き手にその遂行を受け入れる意向があるのか否か、といったことである。〈意向の問いかけ〉の問いかけ対象は、命題内容ではなく、命題内容に対する聞き手の意向という心的態度的なあり方である。そこで、〈意向の問いかけ〉に対する意味構造を次のように仮定する。

(54) [[[… (聞き手に利益をもたらす行為を表す動詞) P] よう PA]
[是認するかどうかあなたに問う UA]

(54)の発話・伝達態度は、質問態度とその問いかけ対象となっている聞き手の是認態度からなる複合モダリティである。したがって、(54)の意味表示を解読してみると、「わたしはあなたにとって利益となる行為を実行する意志があるが、あなたにその意志を是認するかどうかを問う。」といったメッセージとして翻訳できる。因みに、(54)に対する意味表示は次のようなものであろう。

(55) [[[(わたしが) 自宅に荷物をお送りし P] ましょう PA] か UA]

(55)において、終助詞「か」は疑問態度を表しているのではなく、特定の質問態度(=是認するかどうかあなたに問う)を表していると考えている。さら

に、「(よ)うか」全体として、「私の意志を是認するかどうかあなたに問う」といった、〈意向の問いかけ〉を合図するモダリティを形成している¹⁹。このことは、〈意向の問いかけ〉という意味が、「(よ)うか」という言語形式にコード化されていることを意味する。その証拠に、連語関係にある動詞が聞き手に対して利益をもたらす行為を表さなくてはならないという選択制限 (selectional restriction) が守られていれば、(55) の意味構造を持つ文から〈意向の問いかけ〉という話し手の意図がコード解読されるからである。

最後に、「(よ)う」が話し手の行為だけでなく、同時に聞き手の行為をも表す (つまり、聞き手を動詞によって表される行為の行為者に取り込む) 用法の疑問化を分析してみよう。3. 3. 2 節では、話し手と聞き手の両方の行為を表す「(よ)う」が担う命題態度は複合的であり、その構成成分は、行為の実行に対する (行為主体としての) 話し手の意志と、聞き手が同じ行為命題を実行することに対する話し手の期待や前提であると主張した。話し手と聞き手両方の行為を表す「(よ)う」に対して想定した意味構造 (〈行為の実行の勧め〉) は次のようなものであった。

(56) [[[命題内容 P] (よ)う PA] あなたに伝える UA]

〈行為の実行の勧め〉を表す「(よ)う」が疑問化される場合、話し手が実行しようとしている行為に聞き手も加わることを期待する (または、前提とする) 話し手の判断を、聞き手が是認・受け入れる意向があるのか否かを、聞き手に問いかける文となる。

(57) [[[命題内容 P] よう PA] 是認するかどうかあなたに問う UA]

(54) の場合と同じく、(57) の発話・伝達態度は、質問態度と、その問いかけ対象である聞き手の是認態度からなる複合モダリティである。(57) の意味表示を解読してみると、「わたしとあなたで当該行為を実行することを勧めるが、私の意図を是認するかどうかあなたに問う。」といったメッセージとして翻訳できる。

ここで注意しておかなければならないのは、この意味構造が用いられる時の文脈 (語用論的条件) によって、〈促し〉と〈提案〉の間で発話・伝達態度の効力に程度の差が生じることである。まず初めに、〈促し〉についてみてみよう。

〈促し〉は、聞き手が動詞によって表される行為を実行することが既に決まっているという状況において、その行為を実行することを聞き手に促す態度であつ

¹⁹ 助動詞「ます」が付加された形式「ましょう」が用いられると、話し手の聞き手に対する丁寧な気持ちが文の意味に加えられる。

た。聞き手が行為を実行するという前提の下で発話された文は、聞き手に決意を求める必要がないため、問いかけ性は低く、応答を求める機能は弱い。したがって、イントネーションも下降調が自然である。(56)の構造を利用して肯定文で言い切るよりも、(57)の構造を利用して質問文の形式をとるほうが、語気を弱め、聞き手に対する配慮を含意することができる。

〈提案〉を表す「(よ)う」が疑問化されると、動詞によって表される行為を聞き手に持ちかけることになる。話し手が実行しようとしている行為に聞き手も加わることを期待する話し手の判断を、聞き手が是認・受け入れる意向があるのか否かを、聞き手に問いかける文であるが、イントネーションに関して安達(2002)が興味深い観察をしているので、それをみてみよう。(58)の例は、イントネーションによって解釈が変わる例である。

(58) 柘二 「ちょっと、休んでこか?」

杏子 「えっ?!」

柘二 「あっ、なんかいかがわしいこと考えたでしょ」

(北川悦史子『ビューティフルライフ シナリオ』p.69— 安達(2002: 36))

(58)において、「(よ)うか」が上昇イントネーションで発話されれば、相手の体調を気づかっているニュアンスが強くなる。おそらく、質問態度が協調され相手に意向を尋ねる意味合いが強くなるからだと思う。一方、下降イントネーションで発話される場合は、当該行為を提案し聞き手をその行為に誘いかける意味になる。これは、話し手は、聞き手が当該行為を実行するであろうという見込みをもっているため、全体として確認要求に相当する含意が生じるためである。

最後に、〈引き込み〉を表す「(よ)う」の疑問化が成立しない理由について述べたい。

(59) a. 君も一緒にボストンに行こう。

b. ??君も一緒にボストンに行こうか?

〈引き込み〉は、話し手が既に実行することを決めている行為に対して、聞き手もその行為に参加するよう促す場合である。〈引き込み〉では、文の主語はあくまでも聞き手のみであり、話し手の行為は含意にとどまる。本来はアクセスできないはずの聞き手の意志を話し手が主観的に確定しているのに、敢えて聞き手に行為実行の決定を持ちかけるのは矛盾している²⁰。

²⁰ 安達(2002: 36-37)を参照。

4 結語

本稿では、階層意味論に基づいて日本語の「(よ)う」の意味拡張を分析した。その際、意味論的な変化が語用論的要因によって動機づけられていることをみた。談話成分として様々な要素が関わっていたが、その中心は「聞き手」であった。

「(よ)う」の基本的機能は〈意志の表出〉であり、これは非対話的用法である。この〈意志の表出〉が聞き手に伝達されるようになる。これは〈決定の表明〉と呼んでいたものである。

(60) [[[料理を運んでもらお_P] う_{PA}] あなたに伝える _{UA}]

意味表示の中に、談話の成分である聞き手が、発話態度の一部として登場する。話し手の意志を伝達することで、聞き手に含意を推論させる場面依存性の強い用法である。(60)と同じ意味構造を持ちながら、「(よ)う」と連語を形成する語彙項目として、聞き手にとって(直接的にまたは間接的に)利益になる行為を表すものが選択されると、〈行為の申し出〉という含意が発生する。動詞選択に課せられる制約が満たされないと、この含意は無効となる。

(61) [[[できるかぎりの協力をし_P] ましょう_{PA}] あなたに伝える _{UA}]

〈行為の申し出〉が疑問化される場合、聞き手への配慮から、話し手が提供する心づもりのある意志的行為に対して、聞き手がそれを受け入れる意向があるのか否かを、聞き手に問かける文となる²¹。

(62) [[[自宅に荷物をお送りしまし_P] よう_{PA}] か _{UA}]

(62)における発話態度は、「是認するかどうかあなたに問う」である。

〈行為の申し出〉が問かけ性を持ったとき、「(よ)うか」全体として、「私の意志を是認するかどうかあなたに問う」といった、〈意向の問かけ〉を合図するモダリティを形成する。〈意向の問かけ〉という意味が、「(よ)うか」という言語形式にコード化されていることを示唆している。

「聞き手」という談話構成要素が意味構造に組み込まれる方法として、話し手の発話態度ではなく、行為命題の主体として組み込まれる場合も扱った。〈促し〉と〈提案〉がそれである。これらは(63)に示した〈行為実行の勧め〉の意味構造を持つが、違いは複合的命題態度の成分である。

(63) [[[あなたとわたしが] …_P] よう_{PA}] あなたに伝える _{UA}]

²¹ この意味で、当該行為命題は既定的性質をもつ。

提案：（話し手の行為実行）意志と（聞き手の行為実行への）期待

促し：（話し手の行為実行）意志と（聞き手の行為実行の）前提

話し手は聞き手の意志モダリティにアクセスできないが、見込んだり、期待したりすることはできる。話し手の実行しようとしている行為に、聞き手も参加するよう期待する立場表明をすれば、それは提案の含意を生む。一方、聞き手の行為実行が前提となっているとき、話し手が当該行為と一緒に実行することを表明すれば、それは促しの含意を生む。

〈行為の実行の勧め〉を表す「（よ）う」が疑問化される場合、話し手が実行しようとしている行為に聞き手も加わることを期待する（または、前提とする）話し手の判断を、聞き手が是認・受け入れる意向があるのか否かを、聞き手に問いかける文となる。

(64) [[[命題内容 P] よう PA] 是認するかどうかあなたに問う UA]

〈行為の実行の勧め〉が問いかけ性を持ったとき、「（よ）うか」全体として、「わたしとあなたで当該行為を実行することを勧めるが、私の意図を是認するかどうかあなたに問う。」といった、〈意向の問いかけ〉を合図するモダリティを形成する。〈意向の問いかけ〉という意味が、「（よ）うか」という言語形式にコード化されていることを示唆している。

引用文献

- 安達太郎 (1999) 『日本語疑問文における判断の諸相』、くろしお出版、東京。
- 安達太郎 (2002) 「意志・勧誘のモダリティ」、宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002)、pp.18-41。
- Amano, Masachiyo *et. al* (eds.) (2007) *Exploring the Universe of Language*, Department of English Linguistics of Nagoya University, Nagoya.
- Cole and Jerry L. Morgan (eds.) (1975) *Syntax and Semantics 3: Speech Acts*, Academic Press, New York.
- Grice, H. Paul (1975) "Logic and Conversation," in Peter Cole and Jerry L. Morgan (eds.) (1975), 41-82.
- Horn, Laurence R. & Gregory Ward (eds.) (2004) *The Handbook of Pragmatics*, Blackwell, Oxford.
- 今井邦彦 (2001) 『語用論への招待』、大修館、東京。
- Levinson, Stephen C. (2000) *Presumptive Meanings: The Theory of Generalized*

Conversational Implicature, MIT Press, Cambridge, MA.

宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 (2002) 『モダリティ (新日本語文法選書4)』、くろしお出版、東京。

中右実 (1994) 『認知意味論の原理』、大修館、東京。

仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』、ひつじ書房、埼玉。

Ohmura, Mitsuhiro (2007) “A Semantic-Pragmatic Approach to the Functional Shift of *Shall*,” in Masachiyo Amano *et. al* (eds.) (2007), 305-321.

Schwenter, Scott A. and Elizabeth Closs Traugott (2000) “Invoking Scalarity: The Development of *In Fact*,” *Journal of Historical Pragmatics* 1, 7-25.

Traugott, Elizabeth Closs (2004) “Historical Pragmatics,” in Laurence R. Horn & Gregory Ward (eds.) (2004), 538-561.